

D・ウォリナー著

『中近東の農地改革と農業発展』

—エジプト、シリア、イラクに関する研究—

Doreen Warriner, *Land Reform and Development in the Middle East, A study of Egypt, Syria and Iraq*, Royal Institute of International Affairs, 1962.

I 概 要

この書は著者が1956年に執筆した同名の書に対して、その後改訂を加えた後1962年に出版したものである。この第1版が出版されて以後の中東諸国では政治的にも経済的にもいくつかの変転が見られたが、なかんずく1958年にはシリアがエジプトと合併してアラブ連合共和国が結成されたほか、イラクにおいては1958年7月14日の革命によってカセム政権が成立し、その後同年10月には農地改革法が施行されるなどの変化が見られた。しかしながら著者ウォリナーが指摘しているごとく、第1版が書かれた1956年当時の各国農業事情のもつ基本的問題はその後なお検討を要する問題として未解決のまま存在しているために、1962年の第2版においても多少の修正を加えたまま第1版の各章はそのまま残されている。著者が第2版において新たに提起した議論としては、1961年1月から2月にかけてのエジプト訪問によって調査した農村共同体あるいは農業協同組合による農地改革の遂行過程に関する報告（国連への報告）のほか、3年間の早ばつのために dry farm の限界が知らされたシリア農業における灌漑農業の必要性、エジプトとの分離によってふたたび旧制に復した農地改革等がとりあげられている。

著者はこの書の序論の中で農地改革なる用語をあまり広義に解することは危険であって、「農地改革」は(1)農地の再分配と、(2)農地に関する権利の再分配のみを意味するのであり、それ以外の制度的改革、すなわち借地条件に関する規定、労働立法等に影響を与える制度改革、農民の移住の問題等は「農業構造の改革」という広義の概念の中に含めるのが適切であると指摘している。

農業構造の改革 { 農地改革
 { 土地再分配
 { 土地に関する権利の再分配
 制度的改革
 { 農民移住
 { 借地条件の規定
 { 労働条件（労働立法）等

その理由として著者は、アラブ諸国の中では土地所有の独占的形態が著しい特徴であるために、ローマのラティフンディアと同様に土地価格あるいは地代の騰貴が一般的となり、農民の富の再分配を不公平にしていると考えられる結果、だれが土地を所有するかという問題に農地改革問題の議論の中心が向けられるべきであると主張している。

この書の内容は、第1章「エジプトの農地改革」、第2章「半月形地方（シリア、レバノンおよびイラク）における社会構造と技術的变化」、第3章「シリアの私企業」、第4章「イラクにおける金融」の4章に分かれており、副題に示されているごとく、エジプト、シリアおよびイラクの農業問題あるいはそれに関連して商業資本の発展が調査研究の対象となっている。第2版の加筆修正に際しては、1961年現在にみられるエジプト農地改革上の最近の政策や制度的改革が述べられているが、全体として著者の分析の中でもっとも力点が置かれている部分は、エジプト型の農業とシリア型の農業との対比であって、エジプト農業が灌漑に依存する、安定的、暫一的生産方法を採用するのに反して、シリア農業は生産方法の地域差が著しく、しかも不安定な降雨量に依存する dry farming であること、しかしながら他面エジプトの場合は常に農業生産性の増加率を上回る人口増加があるといった自然条件の圧力が強いのに反して、シリアの場合には、地域的にはむしろ労働力不足状態が見られながら、これをカバーするものとして商業資本による資本主義的農業経営が拡大生産をもたらしつつあることを指摘しており、したがって、エジプトにおいて採用された社会主義的・画一的な土地再分配という農地改革方式がエジプトにあっては一応の成果をあげつつあるものの、シリア農業にこの方式を適用しえないという構造的要因が存在することをシリア北部地方の農業形態を例証しつつ指摘している。1958年のエジプトおよびシリア合併によるアラブ連合統一が、3年後の1961年にはふたたび分離せざるをえなかった要因の一つとして、この農地改革上での不適応性の問題もここで併せ考えられている。

以上の分析に比較してイラク農業問題に対しては、農業生産力あるいは生産方法の側面からの考察は少なく、むしろイラク農業の発展を阻害する要因として、社会階級上の真空状態があるために農業生産に従事する農民層の形成を妨げていると指摘している。総じてイラク農業問題に関する実態調査を政治的不安のために行ないえなかったことが原因となったためか、エジプトあるいはシ

リア農業の分析に較べると若干手薄なものとなっており、イラクの農地改革法を通じての実際上の成果はとぼしいと指摘しながら、その実態的裏付け自体もややとぼしいものが見られるのはやむをえない。

II エジプトの農地改革

エジプトの農地改革が当初意図したものは、農業生産の発展ではなく、第1段階として農民所得の再分配と農業賃金の上昇をもたらすことにあったが、農地改革法の実施を通じてこの当初の目的は徐々にではあるが、しだいに成果をあげつつある。しかし著者は、エジプト農業発展の阻害的要因である人口過剰状態についてつぎの二つの統計的例証を行なっている。第1に人口と耕作地の関係を見るに、1924～28年にかけては、農業生産の伸びが40%であったのに比して、人口増加率は43%とほぼ同率であったために人口圧力は農業生産性を阻害していなかったが、1930年代にはいると1937～52年の間の人口増加率は34%と高く、これに比して農業生産は11%の増加率にとどまっている。これは戦時中を通じて土地造成が新たに行なわれなかったために、耕作地の増大と人口増加とがバランスを保ちえなかったことを示している。第2には、農民1人当たりの生産性をヨーロッパ諸国の場合と比較した場合にはきわめて低いことが指摘しうる。すなわち、ナイル河流域は世界的にもかなり高い農業生産性を有しており、いわゆる perennial irrigation (永久灌漑)の採用によって1エーカー当たりの net output は、ヨーロッパが24ポンド平均(1950年)であるのに比してエジプトの場合は45ポンドと約2倍の生産性を有している。しかしながら1人当たりの生産性(net output)を比較した場合には、ヨーロッパ平均190ポンド(1950年)に対してエジプトはわずかに34ポンドと約7分の1の低さを有しているにすぎない。かくのごとき人口過剰圧力に基づく生活水準の低さは、工業部門における雇用増大と耕地面積の増大によって解決策を見出さねばならないが、後者の点は衆知のごとくアスワン・ハイダムの建設に待つところが大きい。また著者ウォリナーは、人口圧力が地代に及ぼす影響に関してつぎのごとく述べている。すなわち、以前は貨幣地代が一般的であったにもかかわらず、人口増加に伴って地代が上昇した結果、土地の資本価値(土地の収益から資本還元した土地価格)を上回って地価が上昇することとなり、土地所有者は自己農業経営を放棄してより高い地代を対価とする小作制を実施することにより、自己経営の場合よりも高い収入

をあげることができるため、農地改革法施行直前の1947～48年では、農業経営が作物地代による小作制に逆もどりする現象を呈しているのがそれである。しかしながら、エジプト政府の公式発表によれば、農地改革法の三つの目的である土地の再分配、地代の引き下げ、および農業労働賃金の引き上げのおのおのは、その目的に従って達成されつつあるといわれており、1955年1月には改革前に比較した地代の引き下げ率は約40%、小作収入の増加は約50%であるとされている。これについてウォリナーは、「立法措置によって地代を引き下げることにはきわめてむずかしいことであるが、1955年1月において地代が約40%引き下げられたということには相当の信びよう性がある」と述べているが、他面農地改革が当初意図していたことは、土地再分配と地代の引き下げによって、土地所有者が引き続き土地形態で富の所有を行なおうとする誘因を失わせしめることにより、工業投資を増加することであったが、land bonds が譲渡禁止であったために工業投資の資金的経路を失なうこととなり、また人口圧力のために浮遊労働者にまで土地再分配を供与しえなかったことが農地改革の限界であったと考えられ、今後は more land and more water が所得均等化のための要請である。

III シリアの私企業

以上のエジプト農業とは対照的に、シリア農業の持つ高度生産性を著者は高く評価しつつ、第1にはエジプト農業にとって阻害的要因であった人口圧力がシリアにおいては見られなかったことと、第2には、エジプトと異なって商業資本による拡大生産が行なわれたことがシリア農業の発展の唯一最大の原因であったことを指摘している。またそれと同時に、これら商業資本による機械化農耕はシリア内の新開地である北部地方(Taurus山脈からシリアさばくを経て、アレppoよりイラク国境に至る降雨地域)に見られるもので、旧農耕地であるハマ・ホムス地方では依然として刈分小作制度が一般的に残っているという対照性を見せている。また、これら農業経営方式の不均一性のために、シリア農地改革がエジプトのごとく画一的に行ないえなかった点がきわめてすぐれた実証によって指摘されており、この書の中でも内容的にはもっともすぐれた分析を示している。

シリア北部の農業にあって、特徴的な点として示しうるものは、先述した通り商業資本による拡大生産であるが、これはことに綿花生産の場合に商業金融の活動が著

しかつたとされており、アメリカ、ヨーロッパの場合には通常農耕技術の改良に先立ってまず農耕地の拡大が先決問題として急がれ、ことにヨーロッパにあっては、歴史的には Feudal Regime において農耕地拡大がほぼ完了した後に農業生産性の向上が問題とされたのに比較すれば、シリア農業の場合には商業階級によるトラクター農耕が、農耕地拡大の要因であった点が異色とされている。

商業トラクター農耕階級は、発生的にはトルコからの第1次大戦後のキリスト教徒移民が中心となっていたために、北部地方の農耕地を従来から所有する Sheiks との間に借地契約を締結することにより農耕を開始したが、これら大農業企業家は灌漑、ポンプ施設等を敷設した後、旧 Sheiks から土地を買い入れることによって土地所有者に転化した。かれらの資本は当初第1次大戦中の商業利潤に依存したが、現在では Agricultural Bank あるいは State Bank からの借入等、銀行信用によるのが一般的となり、綿花技術指導者としてエジプトから技術者を雇い入れるほか、賃金労働者をトラクター技術者あるいは綿花つみとりの季節労働者の形で雇用する形態を採っている。したがって人口圧力の点を注目すれば、これら新開発地はむしろ労働力不足型であり、ハマ・ホムス地方の旧農耕地が人口過剰型であるのと対照的であるが、シリア農業全体として人口圧力は地域的なものであってエジプトのごとく人口過剰が農業を圧迫する要因とはなっていない。

これら北部の商業資本主義的農業経営に対比して旧農耕地ではオロンテス河流域の灌漑農法によっているがここでは Share-cropping が継続しているために地主と小作人間での穀物分配率は人口稠密度によって異なり、地主によって灌漑用水が供給される地域では地主の取り分がおのずから高く、中央シリアでは一般的に50%：50%の分配率であるといわれる。ハマ・ホムス地区ではオロンテス河の灌漑計画によって綿花生産が可能となったものの、全体としてこの旧農耕地には伝統的な貧困が支配しており、国家的には経済的進歩が見られながら、この地方への波及は少なかった。もっとも刈分小作制度が一般的である場合も、その土地所有形態が技術導入の妨げになっているわけではないが、むしろ社会的進歩の阻止的要因として働いており、現在では人口移住によって人口圧力を減少することが望まれている。

IV 半月形地方の土地所有法

著書は回教法による土地所有形態として五つのカテゴリーをあげているが、これらは国有地を耕作者に再分配する際の所有権移転に関する法的根拠となるもので、1958年のオットーマン法に基づく土地法が起源となっている。これら法概念は1930年代にシリアおよびイラクにおいて新立法が制定されるまで、土地所有権の法的根拠となった。しかしながら今日においては、これらカテゴリーはほとんど重要な意味を有せず、フランス法の所有権概念の中にとり入れられているにすぎない。

これら五つのカテゴリーのうち注目すべきは(1) mulk land および(2) Miri land の区分であるが、(1)の mulk land はその土地に関する絶対的所有権と用益権とが個人に帰せられる土地であって、アラビア語の mulk は supreme authority を意味するところに由来している。これに対して(2)の Miri land は絶対的所有権が國家に帰属し、土地の用益権のみが個人に帰属するものであって、國家は個人に土地を貸貸する形をとるものである。

オットーマン時代の土地法の特色は土地耕作者に対して國が直接に用益権を授与するところにあり、したがって國と耕作者との間に他のいかなる仲介的受益者の介入も認めず、これによって部族長や徴税官から個人の土地占有権を確立することを意図したもので、土地所有の中央集権化と歳入の最大限を計ったものといわれる。

その後1930年頃に至り、フランスの委任統治下でフランス市民法の所有権概念が土地所有形態の上にも導入されたが、このフランス法の影響のために、土地測量と土地所有権の登録という方法を通じて個人の絶対的土地所有制度が確立され、その安全性が与えられる反面、従来の半共同体的土地保有形態が失われて、回教法にいう國家の土地所有概念としてはわずかに未登録土地(個人占有の未登録土地、未開墾地または非占有地)にのみ残されることとなった。

V イラクにおける社会的真空

著者ウォリナーはイラクの農地改革の過程で緊急な問題として、土地の効率的な利用を行なうための諸種の環境が整備されていない点を指摘しており、第1にティグリスおよびユーフラテス河の灌漑用水がナイル河のごとく規則的なコントロールの下に置かれておらず、南部イラクでの洪水現象のために土壌の肥沃性を維持しえないこと、第2には灌漑用水の絶対不足があるために生産の増大が期待できず、クットおよびヒンディーヤにある2カ所の貯水ダムが農耕に十分な水量を供給していないこ

と、第3には灌漑農耕地帯は古く海岸デルタであったために土壌の塩分含有度が高く、農業上の妨げとなっている等、自然的条件においてシリアないしはエジプトに比較した場合劣性にあることを掲げている。緊急の課題としてはこれら自然条件の整備のためのダム建設、土地造成、農民の移住等を必要とするが、他方社会構造的にみた場合のイラクの後進性として著者が力説する点は、農地改革の遂行の過程にあってその生産の担い手となる階級の欠如であり、旧来の部族的社会に属する保守的階層と他方では都市生活者の中で形成された富裕階層との二つのグループが共存しているが、前者は農村における支

配階級を形成し、後者は都市において新たに富の蓄積を行ないながら社会的意識としては依然として部族的社会に属することから脱しきれず、独立した階級意識をまだ形成していない。したがって農村はまだ共同体的段階にあり経済力発展の母胎とはなりえないといわれる。

著者はまた、アラブ世界の経済発展の道は何によるかと問われれば、サウジアラビアあるいはクエイトと資源を異にする半月形地方にとっての基盤は農業問題に対する長期的政策の確立であって、エジプト型の農地改革の理想が社会的真空を埋めうると主張している。

(大蔵省為替局 有村彰男)

フィリピン経済社会開発3カ年計画

—— 翻訳シリーズ 第3集 ——

第1章 計画の概要と勧告

——計画の概要・政策および措置にかんする重要な勧告——

第2章 計画の性格

——計画の本質と目的・資本形成の促進・農業の振張・工業化は長期目標・生産計画との関連における社会的資本・政府の役割・民間部門に影響する公共政策・運営上の問題・国民の参加——

第3章 資金および外貨

——経済および社会開発計画の立案方法・提案された国民総生産、所得水準および国家支出の形式・公共投資計画・民間部門にたいする投資・外貨計画——

第4章 財政、通貨および外貨政策

——調整、統合された財政、通貨および外貨政策の必要・財政政策・通貨および融資政策・外貨政策——

第5章 農業開発計画

——要旨・計画——

第6章 工業および鉱業開発計画

——要旨・工業および鉱業開発計画——

第7章 役務開発計画

——要旨・計画——

第8章 貿易および商業開発計画

——要旨・計画——

第9章 社会開発計画

——要旨・教育・保健・労働力および労働福祉・社会福祉・村落社会開発・公共行政——

第10章 外国援助および技術援助計画

——フィリピンにおけるアメリカの援助計画の地位・アメリカの民間救済機関からの援助・国連の技術援助拡大計画・コロンボ計画・1960～62会計年度にたいするICA——NEC援助計画・問題点・勧告——

第11章 科学および技術開発計画

——科学および技術の役割——

第12章 大統領、議会および各政府機関の実施措置にかんする勧告

——大統領による措置にかんする勧告・議会による措置にかんする勧告・政府各機関の措置にかんする勧告——